

国総共第27号
令和8年5月11日

省内関係局長 殿
各地方整備局長 殿
北海道開発局長 殿
各地方航空局長 殿
各地方運輸局長 殿
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省
総合政策局長

事務手続における旧氏の取扱いについて

国土交通省総合政策局共生社会政策課が所管する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。法律の下位法令も含む。以下、「法令等」という。）に基づく申請、交付等の事務・手続における旧氏の取扱いについて、下記のとおり周知させていただきます。

本省各局長におかれましては、関係事業者等に、各地方整備局長及び北海道開発局長におかれましては、管内の関係事業者等に、各地方運輸局長及び内閣府沖縄総合事務局長におかれましては、管内の地方公共団体及び関係事業者等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 法令等に基づく申請、交付等の手続等に係る氏名欄の旧氏併記（現行の氏名に加えて旧氏を記載することをいう。以下同じ。）について

法令等に基づく申請、交付等の手続等においては、旧氏併記が可能である。申請者等が申請、交付等の手続等を行おうとする際、これを認める。

- 2 申請書等への記載について

旧氏併記を希望する者は、申請書等の氏名欄（代表者の氏名欄等を含む）において、旧氏を括弧書きで併記するものとする。

（記載例）総政[〇〇] 花子 ※旧氏を併記する場合は[〇〇]に追記

- 3 旧氏の確認について

上記1により対応を行う手続等について、法令等において氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、マイナンバーカード等の公的な証明書類を提出させることができる。